

博士学位申請論文審査報告書

申請者：柳 学洙氏

論文題目：北朝鮮経済の制度分析：企業管理システムの歴史的展開

1. 論文の意義と構成

国家機密の厚いベールに包まれて、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の経済実態には明らかでない部分が少なくないが、現在、同国の経済が大きく立ち遅れていることは疑いの余地のないようである。1946年の北朝鮮労働党結成以来、60余年の永きに亘って維持されてきた同国の社会主義計画経済システムは、建国者である金日成が打ち立てた主体思想(チュチェ思想)に基礎付けられて独自の発展経路を歩んできたが、1994年7月の金日成死去後は、その制度疲労の弊害が露わになり、その後今日に至るまで、北朝鮮市民の生活を苦境に追い込んでいる。同時期に改革開放を推し進めて高度経済成長を実現した中国や、世界に開かれた市場経済システムを育み、いまや日本に続くアジア屈指の先進産業国家となった大韓民国(韓国)との経済格差は著しいものがある。

朝鮮戦争休戦後、致命的な外生的ショックに見舞われたわけでもない北朝鮮が、ここまで容易ならざる経済状態に陥ってしまった原因は果たして何処にあるのか？ 自らの歴史的ルーツを北朝鮮に求めることができる柳学洙氏は、この問題意識に強く突き動かされて、過去10年近くを北朝鮮経済の研究に専心してきた。柳氏の視線は、北朝鮮社会主義システムの内部構造、とりわけ企業管理システムの制度体系とその運用実態に向けられた。この度、柳氏が提出した学位請求論文『北朝鮮経済の制度分析：企業管理システムの歴史的展開』は、建国期から今日に至る北朝鮮企業管理システムの歴史的進化過程を、第一次資料や独自に構築した企業レベルデータを駆使して、丹念に追跡した研究成果であり、先行研究による到達点の更にその先へと大きく踏み込むものであって、その学術的意義は極めて高い。

本論文は、下記の通り、北朝鮮経済研究の現状を踏まえつつ、柳氏の問題関心を叙述した序章及び本稿全体の結論と今後検討すべき研究課題を論じた終章を含む全5章構成となっている。

はしがき

第1章 北朝鮮企業研究の現在と課題

第2章 支配人唯一管理制の成立と運用実態

第3章 企業管理体系の転換と大安の事業体系

第4章 連合企業所の設立と組織形態

第5章 北朝鮮企業と合理性：結びに代えて

参考文献一覧

2. 各章の概要

そこで本節では、本論文の主要研究成果を収めた第2章から第4章までの内容を、順次検討する。

第2章「支配人唯一管理制の成立と運用実態」は、北朝鮮建国時から1950年代を通じて、地域や産業の違いを問わず、国内企業に幅広く適用された企業管理システムである「支配人唯一管理制」の歴史的成立過程及び同制度の運営実態を究明した論考である。この支配人唯一管理制は、北朝鮮における工業管理運営の最も基本的な形態として一定期間維持されたことが、北朝鮮の国内資料の中にもはっきり示されていることから明らかな通り、北朝鮮企業制度の歴史的変遷を理解する上でも極めて重要な研究対象であるが、不思議なことに、これまでの所、支配人唯一管理制の企業管理体系としての制度的特徴を深く掘り下げた研究は殆ど無かった。この意味で、本章は、この問題に関する優れて先駆的な研究成果となっている。

柳氏の調査によれば、北朝鮮臨時人民委員会が1946年11月に公布した「国营企業場管理令」に、支配人唯一管理制の制度的な起源を求めることができる。同令には、企業支配人の権限が具体的に規定されているが、ここに記された企業管理の有り方は、日本の植民地支配から解放された朝鮮人らが自主的に組織・運営していた企業が大規模に国有化される過程で深く浸透していった。本章2.2節には、そのプロセスが丹念に記述されている。

続く 2.3 節において、柳氏は、上級国家機関との関係、企業内部組織及び企業内党団体の存在という 3 つの観点から、支配人唯一管理制の制度的特徴を多面的に考察し、その結果に基づいて、同制度は、「ライン&スタッフ組織に基づく一定の合理性を備えた経営組織の導入を目指すもの」であったとの肯定的な見方を示している。しかし同時に柳氏は、支配人唯一管理制下の企業運営の実態を、ライン&スタッフ組織の混乱、党団体による企業運営への過剰な介入、並びに、企業運営の混乱に対する政府対策の不十分性という視点から厳しく論じることにより、大変バランスの取れた評価を下している。本章を締めくくる 2.5 節において、「1940 年代後半から 1950 年代を通じて、唯一管理制の下で運営された企業の生産活動に、非効率性と混乱が広く見られたことは確かである」とする柳氏の主張は、以上の観点から大変説得的であり、傾聴に値しよう。

第 3 章「企業管理体系の転換と大安の事業体系」は、北朝鮮経済が本格的な工業開発期を迎えた 1960 年代に、それまでの支配人唯一管理制に代わる新しい企業管理モデルとして導入された「大安事業体系」の成立過程と同制度の内在的な問題点を論じた章である。大安事業体系は、金日成が 1961 年 12 月に訪問・指導した大安電機工場の指揮・管理システムを参照モデルとして、全国の国営企業で採用された企業管理システムを指す。柳氏が指摘する通り、この大安事業体系は、工場党委員会を企業内の最高意思決定機関に据え、企業内の部局を、その下に配置するところに最大の特徴があり、現在に至るまで、北朝鮮の公式企業管理体系として維持されているから、先行研究も少なくない。このため柳氏は、これら比較的豊富な研究蓄積を踏まえつつ、しかし支配人唯一管理制との比較という観点から、大安事業体系に関して独自の論点を展開する。

大安電機工場での現地指導に際して、金日成が下した指示の骨子は、(1)工場党委員会を最高指導機関とする集団的指導体系、(2)統一的で集中的な生産指導体系、(3)上部から下部へと供給する資材供給体系、(4)新たな後方給養体系の 4 点である。3.3 節で柳氏は、先行研究及び第一次資料の詳細な検討結果を踏まえ、第 1 の工場党委員会を筆頭とした集団的指導体系の導入は、「インフォーマルな存在だった工場党委員会を最高意思決定機関へと格上げし、党による指導の強化を図った措置」である一方、後者の 3 措置は、「企業規模の拡大に応じたライン&スタッフ組織の再編や、工場内における指揮系統および場内物流の改良、福利厚生 of 拡充といった内容を骨子としており、当時の北朝鮮工業の状況に対応する形で、企業管理の効率化を図ったもの」と評価し、この上で、工場党委員会を頂点とする企業統治システムの採用は、旧来の支配人唯一管理制と

は一線を画する大安事業体系の注目すべき特徴であるとの指摘を行う。

以上の考察結果を踏まえて、柳氏は、続く 3.4 節及び 3.5 節において、強化された企業内党指導体制が企業管理にもたらした影響の範囲と深さに目を向ける。これらの節において言及された様々なケーススタディやその他の事実関係に基づいて、柳氏は、支配人唯一管理制が直面していた様々な問題を克服すべく鳴り物入りで導入された党指導ラインは、「皮肉なことに、企業内のガバナンスに混乱を引き起こす構造的な要因として機能する結果につながった」と結論する。この指摘は、多くの先行研究が看過してきた論点であり、注目に値する。

第 4 章「連合企業所の設立と組織形態」は、1970 年代から北朝鮮全土で実施された企業集団化政策の実態に、柳氏が独自に作り上げた企業レベルデータを用いて迫った意欲的な実証研究である。北朝鮮政府が、様々な地域や産業を対象に、相次いで設立した企業集団は「連合企業所」と呼ばれるが、それは、ソ連の生産合同やトラストに類似した、水平ないし垂直統合型企業集団として特徴付けられる。この連合企業所は、今日も設立当時とほぼ変わらない形で維持・運営されていることから、現代北朝鮮企業システムを理解する上でも、欠くことのできない研究対象となっている。

柳氏は、4.2 節及び 4.3 節を通じて、連合企業所形成の歴史的過程を慎重に考察した結果から、北朝鮮政策当局が、連合企業所の中核となる企業を選定する際に重視したと考えられる要因として、(1)企業規模、(2)産業分野及び(3)企業所在地の産業集積度から成る 3 つのファクターに注目する。そこで、この仮説を検証すべく、韓国で刊行された北朝鮮鉱工業企業便覧である『北韓の企業』や北朝鮮で出版された『朝鮮地理全書』等の資料に基づいて、北朝鮮企業 1503 社を包括するデータベースを自ら構築し、以上に述べた 3 つの観点から、非連合企業(単独企業)と連合企業、並びに地域内垂直統合型企業連合、地域内水平統合型企業連合及び全国ネットワーク型企業連合の間に、統計的に有意な差が見出されるのか否かを、独立性のカイ二乗検定で検証している。

この結果、第 1 に、連合企業所の中核企業に選出される際は、当該企業の規模が重要な要因として作用すること、第 2 に、連合企業所が、地域内垂直統合型企業連合、地域内水平統合型企業連合及び全国ネットワーク型企業連合の何れかに分化する際は、当該企業の所属産業が、その決定要因として極めて重要であること、第 3 に、地域内垂直統合型および全国ネットワーク型の連合企業所は、産業集積度が高い地域で組織される傾向があるのに対して、地域内水平統合型の連合企業所は、むしろ産業集積度の低い地域

で組織される傾向が強いことが確認された。柳氏は、これらの実証結果は、1980年代に北朝鮮政府が策定した連合企業所の組織案と大変整合的であり、この方針に従って連合企業所が形成されたことを強く示唆するものであるとの判断を下している。本章における柳氏の分析は、企業規模の代理変数として設立年次を用いている点や、単独企業と連合企業所の分離及び連合企業所3組織形態の分岐に際して、他の要因を同時に制御した上でも上述の結論が再現されるか否かという問題を、重回帰分析によって検証していないという点など、やや不十分な面が見られるのは事実であるが、北朝鮮企業の実態へミクロ実証経済学的に接近した世界でも稀有な試みとして、高い評価に値する。

3. 全体的評価

前節にその概要を述べた3篇の研究成果は、第2章が『アジア経済』、第3章が『一橋経済学』、第4章が『比較経済研究』に、厳しい査読審査を経て、それぞれ単著論文として受理・掲載されており、柳氏の研究水準が一定のレベルに達していることを客観的に証明しているが、我々の論文審査においても、これらの研究成果を中核とする本論文は、北朝鮮企業システムの歴史的・制度的変遷過程を理解する上で、極めて示唆に富むものであることが改めて確認された。また、金正恩政権(2011年～)となった今日の北朝鮮は、立ち遅れた経済状態からの脱皮をはかるために、新しい経済管理方法を模索している。その柱は「企業責任管理制」と称されるものであり、今後、生産現場での経験などを踏まえて体系化されていくと考えられる。この動きを正しく理解するためには、それ以前の経済管理の分析が欠かせないことは言うまでもない。本論文は、そのための礎石を築いた点でも高い評価に値する。

なお、平成26年12月16日に実施した口述試問では、我々審査員より、合計50点以上の改定要求が示されたが、これらの審査意見は、各章の結論を支える論旨の補強や幾分不明瞭な諸点の解消を求めるものであっても、本論文に大きな欠陥や不足があることを指摘するものではなかった。また、口述試問後、柳氏は、2か月半ほどの期間をかけて、これらの改定要求及び最終審査の課程で提起された追加修正意見の一つ一つに適切な対応を行い、この結果、我々審査員は、本論文の完成度がより一層高まったことを確認した。

以上に述べた本論文の内容評価及び審査過程の経過を踏まえ、我々審査員一同は、柳氏が、本学経済学博士学位を取得するに足る研究能力を備えているとの判断に達したので、ここに報告申し上げます。

平成 27 年 3 月 11 日

論文審査員(五十音順)

岩 崎 一 郎 (審査委員長)

雲 和 広

小 暮 克 夫

三 村 光 弘

文 浩 一